

## 令和5年8月第6回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年8月7日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人  
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり  
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉  
議 事 班 主 事 山 本 悠 里

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	産 業 振 興 課 長 山 崎 桂
建 設 土 木 課 長 川 崎 州	消 防 長 多 田 周 平

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認  
について  
日程第4 議案第2号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第5号）について  
日程第5 議案第3号 財産の取得について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

ただいまから令和5年8月第6回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

令和5年8月第6回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、本日議会運営委員会を開会し、諮問のありました会期及び日程についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件3件、うち予算関係2件、その他1件となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、議案審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小椋利廣君及び山本賢誓君を指名いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第1号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてから日程第5、議案第3号財産の取得についてまで、以上3件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、報告事項並びに提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年8月第6回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは初めに、行政報告を申し上げます。

庁舎整備事業に係る市議会議員の皆様との意見交換会を6月30日及び7月31日に開催いたしました。意見交換会では庁舎整備に係る課題や御提案など様々な御意見をいただくことができ、大変有意義な意見交換会となりました。今後につきましては、このたびの意見交換会でいただいた御意見を踏まえ、耐震補強、改修工事等を実施した場合と移転建て替えをした場合との費用を比較検討するための委託業務について、9月定例会への予算計上を予定しているところであります。

提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

まず、令和3年度から令和4年度にかけての吉良川町西灘地区津波避難タワー建築主体工事において発生した近隣建物等の損傷等に対する2件の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、令和5年4月23日に室戸市吉良川町の市道畑古矢線上において発生した自動車損傷事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

また、令和5年4月20日に室戸市羽根町の市道北生線上において発生した自動車損傷事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告申し上げます。

今臨時会に提案いたします案件は、予算関係2件、その他1件の計3件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について。

本案は、ふるさと納税制度に関する基準等を定めた総務省告示の一部改正により、寄附金の募集に要する費用に関する規定が改められ、本年10月1日から適用されることとなったことに伴い、返礼品の配送業務について早急に見直しを行う必要が生じたことから、令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第2号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第5号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算の補正であります。

歳入は、繰越金を一般財源とし、特定財源の国・県支出金は各事業に対する算定基準により補正しております。

歳出は、物価高騰対策地域振興券事業9,241万6,000円、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙に伴う経費1,628万5,000円、農道・林道等の維持管理費760万円の追加でありまして、歳入歳出予算はそれぞれ1億1,630万1,000円を追加し、総額159億4,436万1,000円とするものであります。

議案第3号財産の取得について。

本案は、消防・救急体制の充実強化を図るため、救急車両1台を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略説明いたしました。詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 次に、日程第3、議案第1号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時15分 再開

**○議長（町田又一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（町田又一君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関して質疑のある方の発言を許可いたします。久保田浩君。

**○1番（久保田 浩君）** おはようございます。1番久保田浩。今の専決議案について質疑をしたいと思っております。

私、せんだって令和2年度と令和3年度の決算書を基に、いわゆる費用率、そして返礼品率がどんななっているのかなと思ひまして調べてみました。先ほど山崎課長の説明にありましたように、まず返礼品である報償費、そしてポータルサイト、ふるさとチョイス等へ支払いする手数料、そういったものを含めた報償費と役務費、そしてシステム管理料の委託料、いわゆるふるさと納税の募集に要する費用を足してみても、そしてその年々のふるさと納税額というのを

割ってみる、いわゆる50%を超えていないかということ調べてみました。すると、令和2年度、歳出合計として7億8,708万9,102円、これに対してふるさと納税の積立金が15億4,648万2,000円となっております。費用率で見ると50.9%。それで、この報償費、返礼品、これ返礼品はさきの令和元年度の6月の改正では30%以下にすることということが省令でうたわれております、これを比較してみると何と38%。同じく令和3年度も見比べてみると、歳出の合計額で9億6,400万4,170円です。これでふるさと納税の積立金が18億9,703万円となりました。先ほど言いました費用率、これが50.8%で、返礼品率でいくと37%と国に求められている基準を実は超えてるんじゃないかなと。私なりの計算ですので、国のほうに対して産業振興課のほうはどのように報告されていたのかをお聞きします。また、国からこの報告に対して何かなかったのでしょうか。

これ、省令の後ろを見ると結構厳しく書いてます。商品の返礼品率30%、これを超えても特にペナルティーとかは書かれておりませんが、逆に費用率を5割以下にすることっていうのが書いてはおりますけど、今年度の改正の部分のところに書いてますが、5割を超えると指定の取消しがあり得るということを大臣の通知の中には書いてあります。自分が計算ミスか、それともどうなのかなということもありますんで、国にどのような報告をしているのか教えていただきたいなと思います。

それと、今度の改正についてですけれども、これまでは費用として含まれたのは、いわゆるふるさと納税の募集に関する費用だけ、先ほど課長も言いましたように報償費、役務費、そして委託料とか、そういったものだけです。けど、今回のこの通知の中をしっかりと見ると、人件費等も含むことっていうことを書き切ってます。今のこの令和5年度の予算で見ると、ふるさと納税の積立て予定額は18億円です。しかし、ふるさと納税推進費の中の人件費、報償費、役務費、委託料、そして自動封入機のリース料、こういったもろもろを合わせると12億2,000万円です。これはふるさと納税額からいけば、費用率っていうのが68%、商品については先ほど1億2,100万円の減額があるんで30%台にも落ちるんですけども、それでも50%と。予算ですので今のところは特にはないとは思いますが、今回のこの輸送料の見直しだけで抑えられるのかというのを私は本当に心配してます。50%以下、本当に達成できるのでしょうか。

また、今回の返礼品の輸送費の抑制、これは重要だと思いますけれども、対応によって厳しいんじゃないかなと。今までの実績でいくと15万7,000件、1年間に商品を発送してます。1億2,000万円で割れば、800円程度です。これをいかに落とせるのか。もう限界に来ているんじゃないかなと私は思うんですけども、輸送費の見直しではなくて商品の見直し、あるいは今募集しています1万円で大体利率3割の商品とか、この金額自体の根底を見直さないで今回の改正には多分追いつかないんじゃないかなと私は思っているんですが、その辺について市長のほうからお聞きしたいです。

1回目、終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員からの質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の制度の見直しによる今回の改正予算のことに関係しまして、今までのふるさと納税の状況を国にどのように報告されていたのか、国はそれにどのような意見をされたのかといったようなこと、それと今回の輸送料だけでの見直しで本当に制度改正されたことに伴う改善になるのかといった、大きくは2つの御質疑ではなかったかと思います。

せんだって、この物事について担当ともヒアリングをしまして、輸送料の効率化を図ることによって対応ができるのではないかなといった今のところ見通しでありまして、この予算18億円に対する額のことの御意見もいただきましたが、そうしたことの詳細は少しまだ私も勉強できておりませんので、補足を担当課長からさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長（山崎 桂君） 久保田議員の御質疑に市長答弁を補足させていただきます。

まず、1点目の令和2年度と令和3年度の決算を基に計算した場合に5割を超えておるんじゃないかという御質疑であったと思いますが、計算方法につきましては、決算の額、全ての費目を足してそのまま出すということではなくて、必要な、本当に募集にかかった経費のみをさび分けをして一定報告をしております。これの報告につきましては、毎年県を通じて国のほうに報告をしております、それに対しまして国のほうから特に注意といったそういったことはございません。50%以内に収まっている状況でございます。

それから、2点目の改正の内容につきまして、まず人件費を今後は計上しなければならないということ、厳格にしなければいけないということで御質疑がありましたけれども、議員のおっしゃるとおりでございます、今後は人件費につきましてもしっかりと計上していくと。また、人件費につきましても、職員と臨時職員とおるんですけれども、全額をそのまま計上していくのではなくて、そこも案分といいますか、きちっとさび分けをしていく必要があると思っております、ふるさと納税に係る業務、それから地場産品の育成とか新商品の開発ですとか、そういった従来の産業振興につながるような部分の業務もございしますので、そこら辺は案分してよろしいということになっておりますので、そこら辺もきちっと計算をして計上していきたいと思っております。

ほかにどういった経費を見直していかなければいけないのかということですが、御指摘にもございましたけれども、返礼品の代金とか配送料というのが一番大きな部分であるんですけれども、そのほかにはポータルサイトの利用料ですとかウェブの広告費用ですとか、いろんな経費を今現在見直しを行っている最中でございます。いかに5割以内に収めていくのかということと、担当も苦慮しておるんですけれども、やはりウェブ広告などをあまり削り過ぎると今度

は寄附額に影響してくるということもありまして、できるだけ効果的な、費用対効果のあるような広告を選んでやっていくとか、そういったところをこれからも取り組んでいきたいと思っております。

配送料につきましても、他市町村におきましても一括配送という流れが徐々に広がってきておる中でございまして、まだ業者の選定も終わっておりませんので単価もまだ決まってははいないんですけれども、大体この一括契約をすることで数千万円程度の圧縮といいますか、費用の抑制につながっていくのではないかなというふうに思っております。議員御指摘のとおり、配送料だけでもいけませんので、そのほかのところも見直していくと。

返礼品の品代のことにも少し言及されたかと思えますけれども、返礼品の品代というのは30%以内に収めていくということで、これをあまり下げ過ぎてしまいますと、今度は魅力的な商品ができなくなっていくということもありますので、できるだけ30%ぎりぎりのところまで品代は出したいんですけれども、今回の見直しで非常にそれも厳しいということで、品代についても若干下げざるを得ないかなということは考えております。

いずれにいたしましても、5割以内に収まるように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（町田又一君）** 久保田浩君の2回目の質疑を許可いたします。久保田浩君。

**○1番（久保田 浩君）** ちょっと安心しました。実は50%を超えてたら即取消しという総務省の通知がありますんで、50を超えてるような報告やったらどうしようかなというのは私も心配してましたんで、その辺はちょっと安心しましたが、ただ今度の改正、かなり厳しいです。人件費も含めていくということもありますし、全ての費用ということですので、先ほど言いましたように、令和5年度の当初予算、ふるさと納税推進費12億円近くあります。これの50%まで削るということは、かなり至難の業ではないかと思えます。ポータルサイト、ふるさとチョイスとか楽天とか使われてると思います。これ、必ず10%以上請求も来ますし、なかなか削るの本当に厳しいんじゃないかと。物を削ると魅力がなくなって寄附にも来なくなるというのは苦しいところがあると思うんですけれども、今度は逆にその寄附額の変更、1万円であったものを1万5,000円にするなり、商品は変えずに寄附額を上げていく、これが今全体の主流じゃないかなと私は思ってます。

この見直しの今回の1億2,100万円の宅配送料、結構やっぱり田舎の室戸では厳しいと思います。まず、冷蔵商品あるいは冷凍商品、これを扱える宅急便の事務所っていうのはあまりありません。近くても安芸になってくるんじゃないかなと思えますし、逆に一括してやると送れなくなる商品とかも出てきます。冷凍を扱ってないようなところになると送れなくなる、そういう可能性も危惧されてきますので、もう少し考えたほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

何とか頑張ってみ直しをしていただいて、国に引っかからないようにということでお願いい

たします。これ、答弁は要りませんので、よろしく申し上げます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。今さっきのやり取りも聞いておったわけですが、非常に抽象的なやり取りだと思うんだよね。

配送費については具体的に挙がっておりますけれども、例えば返礼品。返礼品の費用を報償費というふうに入れとるんですか、返礼品の額が具体的には何ぼであるのか。人件費とかいろいろ費用の科目は出てるけど、実際今年度の具体的な数字で説明をしてもらいたい。例えば、報償費が当初予算では9億円ということになっとるわけよね。では、この報償費の中には返礼品の配送費用とかその他人件費、そういうものも入ってくるのかどうか、そういう点が、具体的な数字を示してもらわないとよく分からないわけでありますので、ひとつその点、具体的にお示し願いたい。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長（山崎 桂君） 澤山議員さんの御質疑にお答えをいたします。

まず、令和5年度の当初予算ベースにおきましてもう少し具体的に説明をということでございまして、この当初予算のほうの2款1項14目の7節で報償費とございまして、この中でふるさと室戸応援寄附金返礼品ほかということで9億167万円の当初予算を計上させていただいております。その中の9億円がこの返礼品及び配送費に対する報償費ということで計上させていただいております。この9億円の根拠につきましては、寄附額の見込みを今年度は18億円と見込んでおりますので、その50%の9億円ということで、報償費は9億円で計上させていただいております。この報償費の中には、先ほど議員からもお話がありましたが、返礼品に対する品代と配送料と両方込みで業者の方にお支払いすることになってございます。今後、10月1日から制度が変わりますので、それに向かって、配送料につきましては今まで報償費として一緒にお渡ししておりましたが、10月1日以降は市のほうが配送会社と一括で契約をしまして、配送については市が行いますというやり方にさせていただきたいということで、10月から来年の3月までに発生するであろう11万数千件の発送の送料見込み分を、今回報償費から1億2,100万円減額させていただきまして、委託費のほうに組替えをさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 報償費、当初予算で9億円ぐらい出ておったわけで、そのうち返礼品が1億2,100万円というふう具体的にしておるわけだから分かるわけですが、そうすると返礼品に係るお金は引き算をしたらええわけやね、9億円から。だから、そういうことを具体的に、人件費なんか含めて返礼に必要なあるいは必要であると思われる数値を出してくださいと言ってるわけよね。今のところ分かっておるのは、この配送費用だけが分かっておるわけです。それから、概算と思うけど、返礼品に係る全体の費用は9億円ちゅうのは当初予

算に出てるから分かるわけよね。だから、そのあたり具体的に全体で何ぼで、その明細は何ぼというふうに示してもらいたいと言ってるわけ。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長（山崎 桂君） 澤山議員さんの2回目の御質疑にお答えをいたします。

この報償費の予算の立て方といいますか、これは歳入の寄附額に対しての50%を報償費で組んでおりまして、その50%の中には品代と送料ということであるんですけども、大体1件当たりの送料は1,500円ぐらいを見込んでおりますので、その残りが品代ということになるんですが、寄附額によりまして返礼品の額も変わってきますので、それぞれ違ってまいりますので、まだこの寄附も入ってきておりませんので、実際にどれぐらいになるのかっていうのはちょっと分からない、ここでお伝えすることはできない部分があるんですけども、とにかく5割以内に収めるということで、予算としては5割の大きな枠の中で取らせていただいて、そこからお支払いしていくという形でございます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の3回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 実際に入ってくるのは分からないということは、それはもちろんですけど、一応見込額を今問題にしているわけなんだよな。見込額を正確に数値で表さないと、報償費で何%出すかどうかということが論議できないわけよ。具体的数字を挙げてくださいと言ってるわけ。そうすると返礼品に係る品代というのは、例えば何ぼと見込んでおるわけ。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長（山崎 桂君） 澤山議員さんにお答えをいたします。

先ほどの御説明とちょっと重複するかも分かりませんが、この報償費の予算の立て方は、あくまでも寄附額の歳入に対しての50%ということで組ませていただいております。その中で、それぞれ返礼品の返礼品率というのがございまして、例えば1万円の御寄附をいただいた場合には、報償費として事業者の方に4,000円をお支払いをしておりますけれども、その中の内訳としましては、品代が2,500円、送料が1,500円ということで、寄附額に応じましてずうっと報償費、品代と送料の一覧表がございまして、寄附額によって当然報償費も変わってくるということです。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第2号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。この議案説明資料に基づいて質疑をいたします。

その中で、交付対象者、これが室戸市住民基本台帳に記録されている者というふうになるとるわけですね。問題は、この台帳に記録されている人というものと室戸市に住所を構えて実際に住んでいる人との格差があるということはもう分かってるわけなんだよね。その格差の根拠になるのは国勢調査なんだ。国勢調査では、一番近いのが2020年に行われておるわけです。この国勢調査と室戸市の台帳に登載されている世帯数とは千数百の乖離があると。国勢調査、実際に住んでる人だと思んですが、そのほうが千数百少ないわけなんだよね。住民基本台帳に記録されている人口あるいは世帯と大きな格差があるわけですが、どういうふうにして台帳に載ってるからといってそこへ振興券、クーポンのようなものですよな。振興券を送ったりした場合には、そりゃあ返ってくる分はいいとしても、郵便局の判断だから分かりませんが、さきの選挙のときには92票か、それが返ってきたと言っておりましたよね。それは郵便局が判断して、そこにはもう人が住んでいないということで返ってくるわけですが、じゃあ実際上は千数百世帯が住んでいないということが国勢調査の結果で分かっておるわけだ。国勢調査からもう3年たつとるからちょっとした変動はあると思うんです。ただ、増えることはないんだよな。毎年100世帯ずつぐらい世帯も減ってるわけで、人口でいえば300人以上が減ってるわけなんだよな。そういうこともありますけど、一応国勢調査というのは目安になると思うんだ。この点、そういう格差が実際にもあると思うけども、それでも台帳に基づいて地域振興券というものを送るつもりなのかどうか、そのあたりちょっと聞きたいと思えます。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員の質疑に答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、国勢調査と住民基本台帳で実際に乖離があるのは御案内のとおりでございます。

今回、振興券の郵送の方法を、これは昨年も行いましたけれども、ゆうパックでお送りすることとしております。ゆうパックの場合は、ポストへただ投函するだけではなく対面受け取りという形になります。そのため、実際に住んでいる方に届くようになると思われま。以上でございます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 2回目の質疑をします。

そうすると、郵便局に任せるとのことだね。市役所としては世帯数、実際に住んでいる、クーポンを配る対象者が何人おるかということは、実際上は今把握してないということかね。要するに、住民基本台帳に登録している数はもちろん分かるとのわけよね。しかし、1,000人、2,000人ぐらい実際には少ないということが当然考えられるわけなんだよね。実際に住んでる者を把握するということは、この間の一般質問のときは住民投票とか選挙とかということで、法律により住民基本台帳に登録じゃなくて、実際に住んでいる人というふうはこの間の質問では、投票のことについて質問したけども、今度の場合はいろんな給付金においては、実際に住んでいるかどうか、住んでない人には出せんわけなんだよな。これは給付金の場合だけじゃないわけよ。災害で救済しに行くときに、実際にその家に人が住んでいたかどうかということなんかを常に把握しとらんと災害対策なんかもできんわけなんだよな。そういう点も含めて、やはり住民が実際にそこに住んでるかどうかは1年に1回ぐらいは把握する必要があるんじゃないか。今回も恐らくこの1,000人以上、基本台帳に登録をされているけれども実際には受け取る人がいないという人が出てくると思うんですが、その点はどういう対策をするのかお答え願いたい。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員の2回目の質疑に答弁いたします。

実際に室戸市に住んでいる人数を把握するというのは、5年に1度の国勢調査規模で調査しないとなかなか把握は困難だと思っておりますけれども、今回の振興券の交付事業につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、ゆうパックで対面受け取りとなりますので、住民票は置いているけれども住んでいないという方には届かないという形になります。

あと、実際住んでいるけども不在で届かないという方については、不在通知で対応していただくとか、あとその他役所のほうからも広報等で、この事業をやっていますので住民票があるけどまだ受け取ってない方については総務課に連絡くださいといった形で広報等を行うことで、住んでいる方に確実に届けられるように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の3回目の質疑を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） 最後のほうがよく聞き取れなかったんですが、役場としては実際に住民が住所を構えてそこに住んでるかどうかについては調査しないと、把握しないということを経最後に言われたんですか、その点確認したいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 把握しないというわけではなく、きちっとした数字を出すためには国勢調査規模で調査しないと分からないという旨で答弁させていただきました。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5、議案第3号財産の取得についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。亀井賢夫君。

○8番（亀井賢夫君） 8番亀井。本案について質疑をいたします。

1点だけお聞きします。

この救急車をトヨタ車に決めて指名入札をされていますが、なぜ購入する車をトヨタ自動車1者に決められて入札されたのか、根拠とか理由をお聞かせください。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。多田消防長。

○消防長（多田周平君） 亀井議員の質疑にお答えします。

現在、救急車に使用されています車両はトヨタと日産の2社が主に製造しております。今回、トヨタ車を限定した理由ということをお聞かされてますが、大きな理由としまして消防車に載せるストレッチャー、担架とかあると思いますが、その台の構造なんです、大きく分けて3つありまして、標準型のクッションのないやつと空気とばねによるクッション式のもの

と、あと磁気ダンパーを使用して衝撃を吸収するものがありまして、これが一番揺れにくいとされておりまして。当市では救急病院がなく、ほとんどが田野とか安芸とか高知市と搬送時間が二、三十分から長ければ2時間ぐらいの搬送時間となっております。少しでも傷病者の身体的な負担を軽くするために磁気ダンパーは外せないと考えております。その磁気ダンパーの台を装備できるのがトヨタのみでありまして、結果的にトヨタに限定したような形となっております。現在使用中の車も磁気ダンパーを採用しております。

もう一つは、同メーカーの同車種を採用しましたら、装備品の位置であるとか収納位置とかが同じになります。違うメーカーのやつが入ったら、場所が全然変わってきますので、隊員の負担が大きかったり、ヒューマンエラーが発生する可能性が高くなってきますので、そういうことも含めて同じメーカーが好ましいのではないかなと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてから日程第5、議案第3号財産の取得についてまで、以上3件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号まで、以上3件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これもちまして令和5年8月第6回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時12分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員